

平成 19 年に所得が減少して 所得税が課されなくなった方は、申告をお忘れなく！

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、個人住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方（注 1）については、すでに納付済みの平成 19 年度分の個人住民税額から、税源移譲により増額となった個人住民税相当額を還付します。

減額の対象となる方は、次の（1）と（2）のいずれにも該当する方です。

- （1）平成 19 年度個人住民税の課税所得金額 > 所得税と個人住民税との人的控除額の差の合計額
（申告分離課税分を除く）
- （2）平成 20 年度個人住民税の課税所得金額 ≤ 所得税と個人住民税との人的控除額の差の合計額
（申告分離課税分を含む）

該当される方は、平成 20 年 7 月 1 日から 31 日までに、平成 19 年度分個人住民税が課税された平成 19 年 1 月 1 日現在お住まいだった市町村へ減額申告書を提出してください。

他の市町村から転入された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

※所得変動に係る個人住民税の経過措置のしくみ

	個人住民税（平成 18 年度） （多くの方は 5 %）	所得税（平成 18 年分） （多くの方は 10 %）
	個人住民税（平成 19 年度） （一律 10 %）	所得税（平成 19 年分） （多くの方は 5 %）
（注 1）	個人住民税（平成 19 年度） （一律 10 %）	税源移譲により増額 となった個人住民税額
		所得税（平成 19 年分） 非課税

 の部分が申告により還付されます。

問い合わせ先 役場税務課住民税係 ☎286-3111 内線141・142・355

益城町公売会のお知らせ

**町県民税・固定資産税・国保税等の徴収のため、差し押さえた
家電製品や貴金属等の動産を公売します。**

町では、町税の徴収向上に取り組んでいますが、このたび滞納者から差し押さえた財産の公売会を次のとおり開催する予定です。

1. 日 時 7 月 13 日（日）午前 9 時開場（予定）
2. 場 所 役場 3 階大会議室
3. 公売物件 電化製品・その他
4. 公売方法 入札による。なお、公売物件の引渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
5. 当日必要なもの
 - ①印鑑（認印で可。法人の場合は、代表者印）
 - ②購入代金（入札金額および消費税）
 - ③本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
 - ④委任状（代理人が入札する場合）



昨年 12 月に上益城振興局で行なわれた公売会の様子

問い合わせ先 役場税務課納税係 ☎286-3111 内線143・144